


四国建設コンサルタント株式会社を認定！

徳島県内
第22号

次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、徳島県内第22号として、四国建設コンサルタント株式会社を平成25年4月19日付けで認定しました。

 徳島労働局で認定通知書交付式を行いました



平成25年5月23日の認定通知書交付式において、樋野局長から認定通知書の交付を受ける四国建設コンサルタント株式会社の坂東代表取締役（右）



次世代認定マーク「くるみん」

四国建設コンサルタント株式会社の取組の概要

1 行動計画の期間

平成23年4月1日～平成25年3月31日までの2年

2 行動計画の目標

- ① 子供が生まれる男性社員が、出産予定日の前後2週間以内に2日取得できる特別休暇制度について、1日増やし、3日間取得できる制度に拡充する
- ② 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準以上にする
男性社員：期間中1人以上取得する 女性社員：取得率を70%以上とする
- ③ 年次有給休暇の取得促進策として、マイホリデー（本人の誕生日）における休暇の取得を呼びかけ、年次有給休暇を持つ社員のうち、マイホリデーに年次有給休暇の取得を呼びかける
- ④ 小学校に入学するまでの子を持つ社員が、希望する場合に利用できる勤務時間の変更等の措置として、勤務開始・終了時間を30分単位でずらして勤務することができる制度を導入する

3 取組結果

- ① 平成25年2月6日に就業規則を変更し、取得可能日数を3日に拡充した。
- ② 男性社員は1名取得（11日間）。女性社員の取得率は100%。
- ③ 平成25年2月5日に全社員あてにメールで呼びかけを行った。
- ④ 平成25年2月1日に育児休業の規則を改定し、小学校に入学するまでの子を持つ社員が利用できる時差出勤の制度（30分単位で勤務開始・終了時間をずらして勤務することができる）を導入した。

4 その他の先進的取組

- ① 育児休業をした期間について、退職金の算定に当たっては勤務したものとみなし、勤続年数を計算することとしている。